

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月24日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第5号

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例（平成23年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「令和2年」を「令和3年」に改める。

別表 第2条第1項第5号に該当する者の項中「令和3年度」を「令和4年度」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同表第2条第1項第6号に該当する者の項中「令和3年度」を「令和4年度」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同表第2条第1項第7号に該当する者の項中「令和3年度」を「令和4年度」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同表第2条第1項第8号に該当する者の項中「令和3年度」を「令和4年度」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東日本大震災による被災者に対する秋田県後

期高齢者医療保険料の減免に関する条例の規定は、令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する令和4年度の保険料額について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。